

# 報告資料 2

昭島市教育委員会教育長訓令第 2 号

昭島市教育委員会事務局

昭島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5年 3月30日

昭島市教育委員会

教育長 山下 秀 男

昭島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

昭島市教育委員会事務決裁規程（昭和57年昭島市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号シ中「100万円を超え1,000万円以下の」を「100万円を超える」に改め、同号中スをセとし、シの次に次のように加える。

ス 次に掲げる国、都等の支出金の申請に関すること。

（ア） 1件1,000万円を超え、かつ、定例的なもの

（イ） 1件1,000万円以下のもの

第4条第1号に次のように加える。

サ 国、都等の支出金の請求、実績報告及び精算に関すること。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

昭島市教育委員会事務決裁規程新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新	旧
<p>(部長の専決事項)</p> <p>第3条 次に掲げる事項は、部長が専決するものとする。</p> <p>(1) 部長共通</p> <p>ア～サ (略)</p> <p>シ 1件<u>100万円を超える歳入の調定及び収入の通知に関する</u>こと。</p> <p><u>ス 次に掲げる国、都等の支出金の申請に関する</u>こと。</p> <p><u>(ア) 1件1,000万円を超え、かつ、定例的なもの</u></p> <p><u>(イ) 1件1,000万円以下のもの</u></p> <p>セ 教育施設の目的外使用の許可に関すること。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(課長の専決事項)</p> <p>第4条 課長の専決することができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 課長共通</p> <p>ア～コ (略)</p> <p><u>サ 国、都等の支出金の請求、実績報告及び精算に関する</u>こと。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>	<p>(部長の専決事項)</p> <p>第3条 次に掲げる事項は、部長が専決するものとする。</p> <p>(1) 部長共通</p> <p>ア～サ (略)</p> <p>シ 1件<u>100万円を超え1,000万円以下の歳入の調定及び収入の通知に</u>関すること。</p> <p><u>ス 教育施設の目的外使用の許可に関する</u>こと。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(課長の専決事項)</p> <p>第4条 課長の専決することができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 課長共通</p> <p>ア～コ (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p>